



(26) 試験問題 (午後の部)

注 意

(1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。

(2) 本試験分析セミナー

(3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。

なお、第36問の試験問題の一部として別紙1から別紙8までがあり、第37問の試験問題の一部として別紙9から別紙10までがあります。

(4) 多肢択一式問題の番号の
枠内を、マーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。正解は、全て一つです。したがって、解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**2014年度本試験分析** **2015年度本試験攻略法** 鉛筆を使用し

(5) 記述式問題の解答は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入は、万年筆又はボールペン(いずれも黒色のインクに限ります。ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

(6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)

(7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じても、補充しません。

(8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。

(9) 試験時間中、不正行為があったときは、その者の受験は、直ちに中止され、その答案は、無効なものとして扱われます。

(10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。

(11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは、「2014 年度本試験分析&2015 年度本試験攻略法」をテーマとして、平成 26 年度司法書士試験の分析と平成 27 年度司法書士試験の対策と行うことを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合 計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26					

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

2 平成 26 年度司法書士試験のデータ

(1) 午前部

		憲(3)			民(20)			刑(3)			会社・商(9)			合計(35)		
		H26	H25	H24	H26	H25	H24	H26	H25	H24	H26	H25	H24	H26	H25	H24
形式	組合せ	2	3	3	15	16	13	3	2	2	9	9	9	29	30	27
	単純正誤	1	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0	1	2	5
	個数	0	0	0	5	2	2	0	1	1	0	0	0	5	3	3
内容	知識	3	2	1	19	19	20	3	3	3	8	8	9	33	32	33
	推論	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	3	2
特殊	計算	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	判例趣旨	3	2	1	13	15	18	3	3	3	2	1	3	21	21	25
	対話	0	1	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	3	2	1

(2) 午後部(択一式問題)

		民訴等(7)			司書・供託(4)			不登(16)			商登(8)			合計(35)		
		H26	H25	H24	H26	H25	H24	H26	H25	H24	H26	H25	H24	H26	H25	H24
形式	組合せ	6	6	6	4	4	4	12	11	12	6	7	7	28	28	29
	単純正誤	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	5	3
	個数	1	1	1	0	0	0	4	0	1	2	1	1	7	2	3
内容	知識	7	7	7	4	4	4	16	16	15	8	8	8	35	35	34
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
特殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	0	1	1	2	3
	登記記録	0	0	0	0	0	0	3	4	3	0	0	1	3	4	4
	判例趣旨	3	5	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	7	5	2
	対話	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0

(3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26
午前の部	憲 法 (3)	0	1	0
	民 法 (20)	12	14	7
	刑 法 (3)	1	0	1
	会社法・商法 (9)	0	1	1
午後の部	民事訴訟法 (5)	3	0	3
	民事保全法 (1)	1	1	1
	民事執行法 (1)	0	0	0
	司法書士法 (1)	0	1	1
	供 託 法 (3)	1	2	2
	不動産登記法 (16)	10	11	7
	商業登記法 (8)	1	1	4

3 科目ごとの出題実績, 出題傾向と対策等

(1) 憲法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1			(H15-1-3)		
	2			H18-2-4		
	3	H19-2-ア				H25-3-ウ

※ 第2問は、アからオではなく、1から5である。

② 出題傾向

(a) 典型論点を題材とする推論問題

H26 には出題されなかった。これは、意図的な予備校外しと思われる。

なお、H26 における予備校外しとしては、この他に、商業登記法の択一式問題における持分会社に関する登記及び一般社団・財団法人法に関する登記の不出題、商業登記法の記述式問題における株式会社から合同会社への組織変更に関する登記を挙げることができる。

(b) 判例を題材とする問題【H26-1-1 (検閲), H26-3 (司法権の範囲又は限界)】

単に判例の結論を問うのではなく、判例の結論の前提となる事項【H26-1-7 (税関検査事件：検閲の意義), H25-1-ア (八幡製鉄事件：個人と法人の政治資金の寄付との差異), H24-1-ア (森林法共有林事件：財産権の保障の意義), H22-2-ア (津地鎮祭事件：政教分離の意義), H22-2-ウ (津地鎮祭事件：「宗教的活動」の意義), H22-2-エ (箕面忠魂碑事件：「宗教上の組織もしくは団体」の意義)】や合憲性判断基準【H25-1-ウ (猿払事件), H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止), H24-1-イ (森林法共有林事件), H23-1-オ (帆足計事件)】等が問われている。

(c) 空欄語句挿入問題の出題【H24-2 (立法権と行政権の関係), H22-1 (法の下での平等), H22-3 (地方自治), H21-2 (外国人の人権), H19-1 (人権の私人間効力)】

(d) 未出分野からの出題【H26-1 (検閲), H24-1 (財産権), H23-1 (海外渡航の自由), H22-3 (地方自治)】

③ 対 策

- (a) 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には、既出論点も含まれる【H23-2 と H17-3（内閣の法律案提出権）、H19-1 と H15-2（人権の私人間効力）】。

- (b) 基本的事項の網羅

- (c) 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

(2) 民法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号 ※	4					
	5	H22-5-エ	H22-5-イ	H22-5-ア	H3-1-4	H23-6-ア
	6	H15-7-ア				H15-7-ウ
	7	H18-11-エ		H1-5-3	H14-6-ウ	H18-7-ウ
	8		H6-9-イ	H18-10-オ		H4-15-オ
	9	S61-22-3(前段)		H21-11-イ	H21-11-エ	
	10	H22-10-ウ(地上権)	H25-10-イ(地上権) H17-16-ア(永小作権)	H2-17-1(地上権) H22-10-ア(永小作権)	S59-14-2(地上権)	H20-12-オ(地上権)
	11		H16-14-オ	H1-9 (不動産保存と不動産売買)	H24-11-イ	H16-14-イ
	12	H18-16-エ(債務者)	H17-19		H4-9-4	H23-13-エ
	13	H21-14-ウ	H17-15-イ			
	14	S61-12-2	H16-15-イ	H22-15-オ	H17-16-ウ	H17-16-オ
	15			H21-15-エ		H22-12-オ
	16	S60-4-3(423)	H6-8-ア(423)		H2-5-3(423)	
	17		H3-18-オ(債権譲渡) S62-14-4(更改)			
	18		H19-20-ウ	S58-7-1(後段)		
	19			H18-20-イ		
	20	H24-20-ウ	(H9-20-ア)	H13-18-ウ	H24-23	
	21	S61-13-3	H10-18-キ・ク	H12-22-イ	H6-21-エ	
	22		H4-23-4	S62-23-4 (2年の土地賃貸借)	H25-22-イ	
	23	H13-22-ア			S57-15-1 (受贈者と相続人)	

※ 問題番号が**ゴシック体**のものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である(以下同じ。)

② 出題傾向

(a) 推論問題の出題【H26-4（錯誤における第三者の民法 96 条 3 項による保護）】

同一の論点を題材とする推論問題が出題されている。

①	差押えと相殺	H20-19, H16-18, H12-5
②	表見代理と無権代理	H17-5, H10-2
③	物権的請求権の内容	H18-9, H3-7
④	絶対的構成と相対的構成	H20-4, H12-4
⑤	遺産分割と登記	H21-8, H10-13
⑥	盗品等の所有権の帰属	H21-10, H7-10
⑦	抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13, H14-5
⑧	転賃の法律構成	H22-14, H3-17
⑨	取消しと登記	H23-7, H13-5
⑩	不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6, H12-2

(b) 判例趣旨問題の出題

未出の判例の出題に注意する必要がある【H26-7-イ（他の共有者による登記の抹消手続請求）、H26-8-イ（取得時効の完成後の第三者が背信的悪意者となる場合）、H26-13-イ（順位の変更と法定地上権）、H26-13-オ（建物に対する複数の抵当権と法定地上権）、H26-15-7（弁済期後の差押債権者に対する受戻し）、H26-18-7（請負代金債権と損害賠償債権との同時履行の関係）】。

(c) 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
5	4	5	7	1	1	3

(d) 既出知識の出題

(e) 改正事項及び改正予定事項の出題

平成 23 年の民法改正に関する事項【H26-21-オ（親権停止の審判）】と改正が予定されている事項【H26-16-ウ（債権者代位権と詐害行為取消権の費用償還）、H26-17（債権譲渡と債権者の交替による更改）】が出題された。

(f) 計算問題の出題

H13-13	共同抵当：配当額
H14-9	抵当権の処分：配当額
H15-18	連帯債務：債務額
H15-24	相続分
H16-22	遺留分：遺留分額等
H20-16	共同抵当：配当額
H20-24	遺留分：遺留分額等
H22-13	抵当権の処分：配当額
H24-14	共同抵当：配当額
H24-23	相続分
H25-16	連帯債務：債務額
H25-22	相続分

③ 対 策

- (a) 正確な知識（複雑な事例問題，単純正誤問題及び個数問題への対処法）
- (b) 既出及び未出の判例の理解と暗記
- (c) 過去問演習と分析

【参考一筆記試験問題の公開について（平成 11 年 4 月法務省民事局）】

法務省では，平成 11 年度から，司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について，受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は，多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが，特に多肢択一式選択問題については，その性質上，過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと，また，公開すれば，過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから，従来，非公開としてきましたが，受験者からの要望などを踏まえて，司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお，試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

④ 特別検討事項

a H26-6-イ

Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成 15 年 10 月 1 日と定めた。Aは、平成 20 年 9 月 1 日、後見開始の審判を受け、成年後見人が選任されたものの、平成 25 年 9 月 1 日、当該成年後見人が死亡し、同年 11 月 1 日、新たな成年後見人が選任された。この事例において、平成 26 年 7 月 6 日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していない。

[正誤] 消滅時効が完成している 成年被後見人Aには、時効期間が満了する平成 25 年 10 月 1 日から 6 か月以内に法定代理人がないため、新たな法定代理人が就職した同年 11 月 1 日から 6 か月である平成 26 年 5 月 1 日までの間は、AのBに対する売買代金の消滅時効は完成しなかった（民法 158 条 1 項）。しかし、平成 26 年 5 月 1 日の経過により、AのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成している。

関連判例

- ① 不法行為の被害者が不法行為の時から 20 年を経過する前 6 か月内において不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合に、その後当該被害者が後見開始の審判を受け、後見人に就職した者がその時から 6 か月内にその不法行為による損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法 158 条 1 項の法意に照らし、同法 724 条後段の効果は生じない（最判平 10. 6. 12）。
- ② 時効の期間の満了前 6 か月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158 条 1 項の類推適用により、法定代理人が就職した時から 6 か月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は、完成しない（遺留分減殺請求権の消滅時効に関する最判平 26. 3. 14）。

b H26-6-オ

Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成 15 年 10 月 1 日と定めた。Aは、平成 25 年 9 月 1 日及び同年 11 月 1 日の 2 回にわたり、Bに対し、書面により当該売買代金の支払を請求したものの、Bがその請求に応じなかったことから、平成 26 年 4 月 1 日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。この事例において、平成 26 年 7 月 6 日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していない。

[正誤] 消滅時効が完成している Aは、Bに対し、平成 25 年 9 月 1 日に書面により支払を請求しているが、同日から 6 か月以内に訴えを提起しなかったため（Aが訴えを提起したのは、同日から 6 か月経過後である平成 26 年 4 月 1 日）、時効の中断の効力を生じない（民法 153 条）。そのため、平成 25 年 10 月 1 日の経過により、AのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成している。なお、Aは、Bに対し、平成 25 年 11 月 1 日も書面により支払を請求しているが、同年 9 月 1 日から 6 か月以内に訴えを提起しなかった以上は、消滅時効が完成する（最判平 25. 6. 6 参照）。

関連判例

- ① 明示的一部請求の訴えに係る訴訟において、弁済、相殺等により債権の一部が消滅している旨の抗弁が提出され、これに理由があると判断されたため、判決において上記債権の総額の認定がされたとしても、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではない。
- ② 明示的一部請求の訴えが提起された場合、債権者が将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしているなど、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、当該訴えの提起は、残部について、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずるといふべきであり、債権者は、当該訴えに係る訴訟の終了後 6 か月以内に 153 条所定の措置を講ずることにより、残部について消滅時効を確定的に中断することができる。
- ③ 消滅時効期間が経過した後、その経過前にした催告から 6 か月以内に再び催告をしても、第 1 の催告から 6 か月以内に 153 条所定の措置を講じなかった以上は、第 1 の催告から 6 か月を経過することにより、消滅時効が完成するというべきであり、この理は、第 2 の催告が明示的一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異なるものではない。
(最判平 25. 6. 6)

c H26-7-イ

A及びBが共有する甲土地のBの持分がCに売り渡され、その旨の登記がされたものの、当該持分の売買契約が虚偽表示により無効である場合には、Aは、Cに対し、その持分権に基づき、当該登記の抹消登記手続を請求することができる。

[正誤] 正しい (最判平 15. 7. 11)

関連判例

甲乙の共有に属する不動産につき、甲乙丙を共有者とする所有権の保存の登記がされている場合において、甲は、丙に対し、甲の持分についての更正の登記手続を求めることができるにとどまり、乙の持分についての更正の登記手続までを求めることはできない (最判平 22. 4. 20)。

d H26-8-イ

A所有の甲土地の所有権についてBの取得時効が完成した。当該取得時効が完成した後にCがAから甲土地を買い受け、その旨の所有権の移転の登記がされた場合には、Bが多年にわたり甲土地を占有している事実をCが甲土地の買受け時に認識しており、Bの登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められる事情があっても、Bは、Cに対し、時効により甲土地の所有権を取得したことを主張することはできない。

[正誤] 誤り (最判平 18. 1. 17)

〔不動産の物権変動の出題実績〕

H14	全般	H21	遺産分割
H15	—	H22	解除
H16	全般(詐欺, 遺言)	H23	取消し
H17	全般(取消し, 解除等)	H24	全般
H18	取得時効	H25	相続関係と登記
H19	二重譲渡	H26	取得時効
H20	全般(詐欺, 相続等)	H27	

関連判例

- ① 不動産の取得時効の完成後、所有権の移転の登記がされることのないまま、第三者が原所有者から抵当権の設定を受けて抵当権の設定の登記を了した場合において、上記不動産の時効取得者である占有者が、その後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときは、上記占有者が上記抵当権の存在を容認していたなど抵当権の消滅を妨げる特段の事情がない限り、上記占有者は、上記不動産を時効取得し、その結果、上記抵当権は消滅する（最判平 24. 3. 16）。
- ② 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができる と解するのが相当である（最判平 25. 2. 26）。

e H26-10

用益物権に関する…（以下省略）

〔用益権の出題実績〕

H18	賃借権, 地上権	H23	地役権
H19	—	H24	地上権, 地役権
H20	地役権	H25	地上権, 賃借権
H21	(通行)地役権	H26	地上権, 永小作権, 地役権
H22	地上権, 永小作権, 賃借権	H27	

f H26-12-オ

AのBに対する貸金債権を担保するために、AがC所有の甲建物に抵当権の設定を受けた。当該抵当権の設定の登記がされた後に、CがDとの間で甲建物についての賃貸借契約を締結し、その賃料債権をCがEに対して譲渡した場合には、当該譲渡につき確定日付のある証書によってCがDに通知をしたときであっても、Aは、当該賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

[正誤] 正しい (最判平 10. 1. 30)

〔物上代位の出題実績〕

H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H17-14-イ	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H20-15	「差押え」の趣旨(推論問題)
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H25-12	物上代位に関する未出判例
H26-12-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡

関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない(最判平 10. 3. 26)。

g H26-13-オ

A所有の甲土地上にB所有の乙建物がある場合において、BがCのために乙建物に第1順位の抵当権を設定した後、BがAから甲土地の所有権を取得し、更にDのために乙建物に第2順位の抵当権を設定し、その後、Cの抵当権が実行され、Eが競落したときは、乙建物について法定地上権が成立する。

[正誤] 正しい (大判昭 14. 7. 26)

〔土地又は建物に複数の抵当権が設定された場合の法定地上権に関する判例〕

①	建物を目的とする1番抵当権設定時には土地と地上建物の所有者が異なっていたが、後順位抵当権設定時には同一人の所有に帰していた場合 (大判昭 14. 7. 26)	H26-13-オ
②	土地を目的とする1番抵当権設定時には土地と地上建物の所有者が異なっていたが、後順位抵当権設定時には同一人の所有に帰していた場合 (最判平 2. 1. 22)	H26-13-イ H17-15-イ H6-13-オ
③	土地を目的とする先順位の甲抵当権が消滅した後に、後順位の乙抵当権が実行された場合において、土地と地上建物が甲抵当権の設定時には同一の所有者に属していなかったが乙抵当権の設定時には同一の所有者に属していた場合 (最判平 19. 7. 6)	H25-14-イ

関連判例

- ① 所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後に立て替えた新建物に土地の抵当権と同順位の共同抵当権を設定した場合であっても、新建物についての抵当権の被担保債権に優先する国税について執行裁判所に対し交付要求がされたときには、新建物のために法定地上権は成立しない (最判平 9. 6. 5)。
- ② 土地をABC (BCは、Aの妻子)が共有し、地上の建物をAが別の8名の共有者と共有していた事案において、BCがその持分に基づく土地に対する使用収益権を事実上放棄し、Aの処分委ねていたことなどにより法定地上権の成立をあらかじめ容認していたとみることができるような特段の事情がある場合でない限り、共有土地について法定地上権は成立しない (最判平 6. 12. 20)。

h H26-15-7

譲渡担保権者の債権者が被担保債権の弁済期後に目的不動産を差し押さえ、その旨の登記がされた場合には、譲渡担保権を設定した債務者は、当該登記後に自己の債務の全額を弁済しても、当該債権者に対し、目的不動産の所有権を主張することができない。

[正誤] 正しい (最判平 18. 10. 20)

i H26-15-イ

譲渡担保権者が被担保債権の弁済期後に目的不動産を第三者に譲渡した場合には、譲渡担保権を設定した債務者は、当該第三者の主観的態様にかかわらず、債務の全額を弁済して目的不動産を受け戻すことができない。

[正誤] 正しい (最判平 6. 2. 22)

〔譲渡担保の出題実績〕

H11-9	譲渡担保全般
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行, 集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保

関連判例

- ① 不動産を目的とする譲渡担保において、被担保債権の弁済期前に譲渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえた場合は、少なくとも、設定者が弁済期までに債務の全額を弁済して目的不動産を受け戻したときは、設定者は、第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができる (最判平 18. 10. 20)。
cf 弁済期後の差押え: H26-15-7
- ② 対抗要件を備えた集合動産譲渡担保の設定者がその目的物である動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をした場合、当該処分は上記権限に基づかないものである以上、譲渡担保契約に定められた保管場所から搬出されるなどして当該譲渡担保の目的である集合物から離脱したと認められる場合でない限り、当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできない (最判平 18. 7. 20)。
cf 通常の営業の範囲内の処分: H23-15-エ
cf 後順位譲渡担保権者による私的実行: H24-15-エ, H19-12-イ
- ③ 買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約である (最判平 18. 2. 7)。

j H26-16-ウ

次の対話は、債権者代位権と詐害行為取消権に関する教授と学生との対話である。

教授： 債権者は、債権者代位権や詐害行為取消権を行使するために必要な費用を支出した場合に、債務者に対してその費用の償還を請求することができますか。

学生： 債権者代位権を行使した債権者は、費用の償還を請求することができないのに対し、詐害行為取消権を行使した債権者は、費用の償還を請求することができます。

[正誤] 誤り (民法 307 条)

〔民法(債権関係)の改正に関する中間試案〕

第 14

5 債権者代位権の行使に必要な費用

債権者は、前記 1 の代位行使をするために必要な費用を支出したときは、債務者に対し、その費用の償還を請求することができるものとする。この場合において、債権者は、その費用の償還請求権について、共益費用に関する一般の先取特権を有するものとする。

第 15

9 詐害行為取消権の行使に必要な費用

(1) 債権者は、詐害行為取消権を行使するために必要な費用を支出したときは、債務者に対し、その費用の償還を請求することができるものとする。この場合において、債権者は、その費用の償還請求権について、共益費用に関する一般の先取特権を有するものとする。

(2) 上記(1)の一般の先取特権は、後記 1 1 (2)の特別の先取特権に優先するものとする。

k H26-17-イ

次の対話は、債権譲渡と債権者の交替による更改に関する教授と学生との対話である。

教授： 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律によって、金銭の支払を目的とする債権の譲渡のうち、法人が債権の譲渡人となるものについては、登記をした場合にも第三者に対抗することができるかとされていますね。債権者の交替による更改についても、登記をすることによって第三者に対抗することができるのでしょうか。

学生： 金銭の支払を目的とする債権についての債権者の交替による更改のうち、法人が元の債権者であるものについては、登記をすることによって第三者に対抗することができるかとされています。

[正誤] 誤り (動産・債権譲渡特例法 4 条 1 項参照)

〔民法(債権関係)の改正に関する中間試案〕

第 24

3 債権者の交替による更改(民法第 515 条・第 516 条関係)

(以下省略)

〔動産・債権譲渡特例法の出題実績〕

①	法人が金銭債権である指名債権を譲渡した場合には、民法上の債務者への通知又は債務者の承諾によらなくても、特別法により債権譲渡の登記をすれば、その譲渡を債務者に対抗することができる。	H22-17-ウ
②	Aがその所有する動産甲をBに寄託している場合において、Aが、甲をCに譲渡し、さらに、Dにも甲を譲渡した。その後、Cが指図による占有移転により甲の引渡しを受け、次いで、Dが動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づき、甲についての譲渡の登記をした。同法に基づく登記には、引渡しに対する優先的効力が認められているから、この場合には、Dが甲の所有権を取得することになる。	H23-8-エ

I H26-18-7

請負契約における仕事の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は、請負人から瑕疵の修補に代わる損害の賠償を受けるまでは、その損害賠償額に相当する範囲内に限り報酬の支払を拒むことができる。

〔正誤〕 誤り 注文者は、請負人から瑕疵の修補に代わる損害の賠償を受けるまでは、報酬全額の支払を拒むことができる(最判平 9.2.14)。

関連判例

- ① 注文者の瑕疵の修補に代わる損害賠償債権と請負人の報酬債権とは同時履行の関係に立つが(民法 634 条 2 項後段, 533 条), 両債権の間でその対当額による相殺をすることができる(最判昭 53.9.21)。
- ② 注文者が瑕疵修補に代わる損害賠償債権を自働債権として請負人に対する報酬債務と相殺する旨の意思表示をしたことにより, 注文者の損害賠償債権が相殺適状時にさかのぼって消滅したとしても, 相殺の意思表示をするまで注文者がこれと同時に履行の関係にある報酬債務の全額について履行遅滞による責任を負わなかったという効果に影響はないため, 相殺後の残債務が履行遅滞に陥る時期について, 相殺の意思表示をした日の翌日である(最判平 9.7.15)。
- ③ 建築請負の仕事の目的物である建物に重大な瑕疵があるためにこれを建て替えざるを得ない場合には, 注文者は, 請負人に対し, 建物の建て替えに要する費用相当額を損害としてその賠償を請求することができる(最判平 14.9.24)。

m H26-21-才

家庭裁判所が親権停止の審判をするには、父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときでなければならない。

[正誤] 誤り (民法 834 の 2 I)

〔親権喪失の審判と親権停止の審判〕

	親権喪失の審判	親権停止の審判
原因	父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき (834 本) ※	父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき (834 の 2 I)
期間の制限	—	2年を超えない範囲内 (834 の 2 II)
申立権者	子, その親族, 未成年後見人, 未成年後見監督人又は検察官 (834 本)	同左 (834 の 2 I)
親権の回復	審判の取消し (836) により回復	審判で定められた期間の経過により回復

※ 2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、親権停止の審判をするのが相当であるため、親権喪失の審判をすることができない (834 但)。

n H26-22-イ

相続人において、相続財産が全く存在しないと信じ、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合における相続の承認又は放棄をすべき期間は、当該相続人が相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から起算する。

[正誤] 誤り (最判昭 59. 4. 27)

〔「自己のために相続の開始があったことを知った時」(民法 915 条 1 項)に関する判例〕

①	「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続開始の原因である事実の発生を知っただけではならず、それによって自己が相続人となったことを覚知した時をいう (大決大 15. 8. 3)。	H4-23-1
②	相続人において相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から 3 か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、915 条 1 項所定の期間は、相続人が相続財産の全部もしくは一部の存在を認識した時又は通常これを認識することができる時から起算する (最判昭 59. 4. 27)。	H26-22-イ H4-23-4

(3) 刑法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24	S60-26-2	H14-25-5	H22-24-エ	H6-25-イ	
	25		S57-26-2	H14-26-キ (有価証券偽造罪 と同行使罪)		
	26	H14-24-ア		S56-24-4		

② 出題傾向

- (a) 判例趣旨問題の出題
- (b) 財産罪の出題

H12	窃盗罪	H20	窃盗罪, 横領罪
H13	強盗罪	H21	詐欺罪
H14	詐欺罪	H22	強盗罪
H15	不動産侵奪罪	H23	窃盗罪
H16	窃盗罪	H24	—
H17	恐喝罪	H25	—
H18	詐欺罪	H26	詐欺罪
H19	窃盗罪, 盗品等に関する罪	H27	

- (c) 長期間隔論点の出題【H26-25 (罪数), H25-24 (因果関係), H24-26 (放火罪), H23-24 (故意), H23-25 (住居侵入罪等)】

③ 対 策

- (a) 事例問題への対策
- (b) 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記
- (c) 平成 25 年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)

(4) 会社法及び商法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27	H3-pm37-2	H24-27-ウ			
	28					
	29					
	30			H19-31-イ	H21-29-イ	H15-pm32-ア
	31					
	32					
	33					
	34				H24-32-ア (譲渡会社)	
	35					

* 出題実績は、会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。

② 出題傾向

(a) 頻出論点の定着

会社法に基づく出題は、H18 からであるが、H26 までの 9 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

〔会社法の頻出論点〕

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29
機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32
持 分 会 社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32
組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34

- (b) 商法の 6 年連続出題【H26-35 (商行為), H25-35 (商行為), H24-35 (商業使用人), H23-35 (商人間の売買), H22-35 (問屋及び商事仲立人), H21-35 (商人)】
- (c) 判例趣旨問題 (判例題材問題を含む。) の出題【H26-28 (株式の相続による共有), H26-31 (取締役の忠実義務), H26-35 (商行為), H25-32 (会社法 429 条 1 項の法意), H25-35 (商行為), H24-30 (利益相反取引), H24-32 (事業譲渡), H24-35 (商業使用人), H23-35 (商人間の売買), H22-31 (表見取締役の責任), H22-34 (会社法上の訴え), H21-35 (商人)】

③ 対 策

- (a) 会社法の正確な理解と暗記
会社法は、特に条文の抽象化が必要となる。
- (b) 商法の対策
- (c) 旧商法下の判例の理解と暗記
- (d) 平成 26 年の会社法等の一部改正

④ 特別検討事項

a H26-27~34

〔会社法の問題開始前の注書きの有無及びその内容〕

	会社法	商業登記法
H18	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。
H19	—	—
H20	第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。	—
H21	—	—
H22	—	第 28 問から第 33 問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。
H23	第 27 問から第 33 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。	—
H24	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。	—
H25	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—
H26	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—

b H26-28-エ

共同相続人が当該株式会社についての権利を行使する者を定めていない場合において、共同相続人全員が株主総会における議決権を共同して行使するときは、会社の側からその議決権の行使を認めることができる。

[正誤] 正しい 株式が数人の共有に属する場合において、株主の権利を行使すべき者の指定及び会社に対する通知を欠くときには、共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることは許されない（最判平 11. 12. 14）。

* H26-28-エは、上記の判例を題材としていると考えられるが、会社法の立案担当者であった葉玉先生は、同法 106 条ただし書(参考 1)は、上記の判例の「共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることは許されない」という結論を否定するものであり、株式会社が同意をすれば、共有者の一部だけでも権利を行使することができるということを明らかにしたものであるとしているため(参考 2) (http://blog.livedoor.jp/masami_hadama/archives/50055534.html), 「誤り」となる余地もある。もともと、H26-28-エが正しくても誤りでも、問題の解答に影響はない。

(参考 1)

(共有者による権利の行使)

第 106 条 株式が 2 以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式会社についての権利を行使する者 1 人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式会社についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

(参考 2)

http://blog.livedoor.jp/masami_hadama/archives/50055534.html

c H26-29-オ

譲渡制限株式の株主が会社法第 136 条の規定による請求をした場合において、会社が同条の承認をしない旨の決定をしたときに関して、会社は、指定買取人を指定したときは、当該株主に対し、その旨及び指定買取人が買い取る当該譲渡制限株式の数を通知しなければならない。

[正誤] 誤り 本設問における通知は、会社ではなく、指定買取人が行う（会社法 142 条 1 項）。

〔通知等を問う設問〕

①	<p>会社法上の公開会社における募集株式の発行に関して、会社は、取締役会の決議によって募集事項を定めた場合(株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。)には、募集事項において定められた払込期日の2週間前までに、当該募集事項を公告し、かつ、株主に対し、各別にこれを通知しなければならない。</p>	H25-28-7
②	<p>取締役会設置会社である甲株式会社(以下「甲社」という。)は、ある種類の株式(その発行時においては、剰余金の配当についてのみ他の種類の株式と内容が異なっているものとする。以下「A種類株式」という。)の発行後に定款を変更し、A種類株式の内容として、甲社が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来することをもって、甲社がA種類株式の一部を取得することができる旨の定款の定めを設けようとしている。</p> <p>甲社は、当該定款の変更が効力を生ずる日の20日前までに、A種類株式の株主に対し、当該定款の変更をする旨を通知し、又は公告しなければならない。</p>	H24-28-イ
③	<p>(②の導入部と同じ)</p> <p>甲社は、当該定款の定めを設けた場合において、A種類株式の一部を取得しようとするときは、その取得する株式を決定し、A種類株式を有する全ての株主及びその登録株式質権者に対し、当該決定の日から2週間以内に、取得の対象となるA種類株式を特定する事項を通知し、又は公告しなければならない。</p>	H24-28-オ

平成 26 年の会社法等の一部改正

会社法の一部を改正する法律案

成立日：平成 26 年 6 月 20 日

公布日：平成 26 年 6 月 27 日（法律第 90 号）

施行日：平成 27 年 4 月又は 5 月

※ 「改正会社法に関する解説会」（商事法務・経営法友会主催）での法務省民事局参事官の発言

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編，簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

成立日：平成 26 年 6 月 20 日

公布日：平成 26 年 6 月 27 日（法律第 91 号）

施行日：一部の規定を除き，会社法の一部を改正する法律の施行の日

(5) 民事訴訟法, 民事執行法及び民事保全法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1		(S60-4-5)			S60-4-3
	2	H8-1-4	H13-1-3	H20-3-オ	H16-2-ウ	H7-1-2
	3		S61-6-1			
	4	(H12-1-オ)		H19-4-ア		
	5	H9-5-4	S62-1-1		H3-3-5	
	6	H22-6-エ	H20-6-イ	H20-6-ア		H20-6-エ
	7	H17-6-ア	H14-6-ア			

② 出題傾向

- (a) 過去問レベルの知識の出題
- (b) 判例趣旨問題の出題 【H26-1, H26-4】
- (c) 近年の改正法の出題

③ 対 策

- (a) 過去問の徹底的な演習と分析
- (b) 判例の理解と暗記
- (c) 未出の改正事項の習得

〔近年の改正法からの出題(民事訴訟法)〕

年 度	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	—
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

〔近年の改正法からの出題(民事執行法)〕

年 度	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H20-7-7
	動産競売	—
	財産開示	—
	H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成
最低売却価額制度の見直し		—
その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置		H19-7-オ
少額訴訟債権執行制度		—
扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度		H24-7-7, H20-7-イ

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている。

〔近年の改正法からの出題(民事保全法)〕

改正年度	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H24-6-イ, H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

④ 特別検討事項 (H26-7)

執行文付与に対する異議の訴え，請求異議の訴え，第三者異議の訴え及び配当異議の訴え（以下「各種異議の訴え」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものは、幾つあるか。

ア 債務者は、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができない。

イ 債務者は、請求異議の訴えを提起することができない。

ウ 債務者は、第三者異議の訴えを提起することができない。

エ 債務者は、配当異議の訴えを提起することができない。

オ 各種異議の訴えが適法に提起されたときは、当事者は、裁判所において口頭弁論をしなければならない。

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

[正誤] 1又は2

ア 誤り（民執法 34 条 1 項）

イ 誤り（民執法 35 条 1 項）

ウ 正しい（民執法 38 条 1 項）

誤り 特定物引渡執行で債務名義において表示された物と違うものに強制執行がされている場合には、債務者がそのような執行を容認しなければならない理由がないため、債務者も第三者異議の訴えを提起することができる（田中康久「新民事執行法の解説【増補改訂版】」（きんざい）P96）。

エ 誤り（民執法 90 条 1 項）

オ 正しい 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる（民執法 4 条）。これは、執行裁判所が「決定」で裁判をすることができることを意味する。執行裁判所が決定で裁判をすることとされているのは、もっとも、執行裁判所が執行手続においてする裁判の場合であり、訴えについての裁判については、民事執行法 4 条の規定は適用されない。

以上により、正しいものはウオ又はオであり、正解は 1 又は 2 である。

(6) 司法書士法及び供託法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	H11-8-イ	H17-8-イ	S58-9-2	H22-8-エ	H11-8-ア
	9	H15-11-5		H25-10-オ	S57-12-5	H24-9-エ (運転免許証)
	10	S63-13-1		H22-9-オ	H22-9-エ	H14-9-オ
	11	H23-11-ア	H12-10-ア	H18-10-エ	S63-14-4	H20-11-ア

② 出題傾向

a 司法書士法

- (a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題
- (b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題【H26-8 (司法書士又は司法書士法人の義務), H25-8 (司法書士の義務), H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会), H19-8 (司法書士又は司法書士法人に対する懲戒)】

b 供託法

供託規則, 弁済供託及び執行供託の出題

③ 対策

a 司法書士法

- (a) 司法書士法の理解と暗記
- (b) H11 以前の過去問

b 供託法

- (a) 上記論点の理解及び暗記
- (b) 平成 24 年及びの供託規則の一部改正

④ 特別検討事項

〔平成 24 年の供託規則の一部改正〕

- ① 書面により供託をする場合には本人確認が必要とされていないことを踏まえ、オンラインによる供託をする場合には、電子署名を行うことを要しない（規則 39 条 1 項）。なお、オンラインによる払渡請求をする場合には、電子署名を行わなければならない（規則 39 条 1 項）、また、電子署名を行わなければならない（同条 3 項）。
- ② 供託者から、法務大臣の定めるところに従い、電磁的記録である供託書正本の提供の請求があったときに限り、電磁的記録である供託書正本を提供しなければならない（規則 40 条 2 項）。当該請求がないときは、原則どおり、書面である供託書正本を交付しなければならない（規則 20 条の 3 第 4 項後段）。
- 供託者は、供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めた場合（供託規則 40 条 2 項）には、供託官に対し、みなし供託書正本の交付を請求することができる（規則 42 条 1 項）。
- 〈供託者の供託書正本に関する選択〉
- (a) 電磁的記録である供託書正本のみの取得（40 条 2 項）
 - (b) 電磁的記録である供託書正本及びみなし供託書正本の取得（40 条 2 項、42 条）
 - (c) 書面である供託書正本の取得（20 条の 3 第 4 項）
- ③ 供託者が電磁的記録である供託書正本を取得しないまま 30 日を経過した場合には、当該供託書正本の提供を要しない（40 条 3 項）。

〔平成 26 年の供託規則の一部改正〕

- ① 供託金の払渡しを受けようとする場合の預貯金振込みの方法として、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関における払渡請求者の代理人の預金又は貯金に振り込む方法が可能とされた（22 条 2 項 5 号）。
- ② 委任による代理人に対する預貯金振込みの方法による供託金の払渡しを行うためには、次の (a) 及び (b) の場合でも、払渡請求者の意思確認のため、供託金払渡請求書に添付された代理人の権限を証する書面（委任状）に押印された払渡請求者の印鑑につき市区町村長の作成した証明書（印鑑証明書）の添付を要する（26 条 3 項 4 号・5 号）。なお、この場合の委任状には、供託金の受領に関する権限を委任する旨が記載されている必要がある。
- (a) 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金払渡請求書に官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を添付した場合
 - (b) 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金払渡請求書に官庁又は公署から交付を受けた証明書（30 条 1 項）を添付し、かつ、払渡しを請求する供託金の額が 10 万円未満である場合
- ③ 供託官は、代理人に対する預貯金振込みの方法により供託金を払い渡す場合は、振込みの手続きを行った旨の通知書（国庫金振込通知書）は代理人に対して送付される（28 条 2 項）。

(7) 不動産登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H7-19-エ	H18-18-ア	H3-25-4		H2-27-1
	13					
	14	H16-16-エ	H18-15-ウ	H19-25-オ	H4-28-2	H22-13-エ
	15		H18-20-エ		H24-22-ア (抵当権設定仮登記)	
	16	H7-14-1	H13-26-ア	H13 記述		H19-15-オ
	17	H13-12-1		H22-24-オ	H11-18-イ	H11-18-オ
	18	H2-16-1		H11-24-ア	H2-16-3	H3-19-1
	19		H19-24-ウ	(H25-19-ウ)		H17-15-オ
	20	(H15-21-3)	H16-23-イ			H25 記述
	21	H14-12-イ	H22-am22-エ	H18-14-ウ	H19-12-イ	H22-25-オ
	22					
	23	H22-22-イ			H20-14-イ	
	24	H16-14-オ	S57-23-5			
	25					
	26	H21-20-オ	H22-21			
27					H8-13-イ	

② 出題傾向

(a) 頻出論点の枠

不動産登記法の択一式問題では、司法書士試験で出題される科目のうち、最も「頻出論点の枠」が多い。

* H26 においては、出題数は少なかった（用益権の登記，登録免許税，仮登記の不出題）。

〔不動産登記法の頻出論点〕

相 続 登 記	H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13, H20-24, H22-25, H25-17, H26-20
抵当権の登記	H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19, H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19, H25-14, H25-24, H25-25, H26-22
根抵当権の登記	H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19, H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21, H25-14, H25-25, H26-23
用益権の登記	H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27, H20-23, H22-16, H23-16, H23-17, H25-22
登 録 免 許 税	H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27, H24-27, H25-27
登記上の利害関係を 有する第三者	H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17, H26-14
仮 登 記	H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22, H24-22, H25-16, H25-26
判決による登記	H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24, H25-18, H26-16
区分建物の登記	H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19
信 託 の 登 記	H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21, H26-26
登記識別情報	H17-13 (通知), H18-18 (提供), H20-13 (通知), H23-12 (通知), H24-16 (提供), H26-12 (提供), H26-13 (失効の申出と有効証明)

(b) 総論（各論的総論を除く。）からの出題【**H26-12（登記識別情報の通知）, H26-13（登記識別情報の失効の申出と有効証明）, H26-15（登記原因証明情報）, H26-25（登記事項の証明等）**】

(c) 出題形式の充実【**H26-14（表形式問題）, H26-19, H26-22, H26-23, H25-16, H25-20, H25-21（以上、登記記録問題）, H25-23（表形式問題）, H25-24（登記記録問題）, H25-27, H24-13（以上、表形式問題）, H24-18, H24-20（以上、登記記録問題）, H24-21（表形式問題）, H24-23（登記記録問題）**】

* 登記記録問題には、ある登記記録の記録を前提とするもののほか、完了後の登記記録の記録を問うもの【**H24-18**】もある。

③ 対 策

- (a) 過去問の徹底的な演習と分析
- (b) 過去問数が少ない総論の分野(平成 16 年の改正事項)の対策
- (c) 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務取扱手続準則、不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平 17. 2. 25 民二 457 号)及び不動産登記記録例について(通達)(平 21. 2. 20 民二 500 号)をいう。

④ 特別検討事項

a H26-15-ウ

甲建物についてAに対する賃借権の設定の登記がされ、当該登記について「賃借人の死亡時に賃貸借終了」の旨の定めも登記されている場合において、Aが死亡した後に、甲建物の所有権の登記名義人であるBが単独で当該賃借権の設定の登記の抹消を申請するときは、Aの死亡を証する市町村長が職務上作成した情報を提供しなければならない。

[正誤] 正しい(不登令別表 26 添付情報欄イ)

- * 本設問における「賃借人の死亡時に賃貸借終了」の旨の定めは、権利の消滅に関する定めではないと解されるため(昭 38. 11. 22 民事甲 3116 号。この先例は、「賃借人が死亡するまで」との定めを権利の消滅に関する定めには該当しないとしたものである。)、所有権の登記名義人Bは単独で当該賃借権の設定の登記の抹消を申請できないのではないかが問題となる。もっとも、終身建物賃貸借(高齢者の居住の安定確保に関する法律 56 条)について、先例は、「特約 賃借人の死亡時に賃貸借終了」と提供することとしているため(平 13. 8. 3 民二 1853 号)、これが権利の消滅に関する定めであれば、本設問のとおりとなる。

b H26-22

司法書士法務太郎は、次のような登記事項の記録（抜粋）がある土地に設定された乙区1番の抵当権について、①から③までの変更の登記を申請し、いずれも登記された。この場合において、①から③までの変更の登記について次のⅠからⅢまでの事実が当てはまるとき、次のアからオまでの記述のうち、「この変更の登記」について③の登記が当てはまるものは、幾つあるか。

なお、①から③までの変更の登記は、判決による登記及び代位による登記ではなく、また、法令の規定により提供を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、添付情報として提供しているものとする。

おって、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用は、ないものとする。

（登記事項の記録（抜粋））

甲区1番	所有権移転	平成10年1月7日受付第888号	共有者	持分2分の1	X
				2分の1	Y
2番	Y持分全部移転	平成26年1月6日受付第777号	所有者	持分2分の1	X
乙区1番	X持分抵当権設定	平成12年1月5日受付第555号	債権額	金500万円	
			利息年8%	債務者	X
				抵当権者Z	
2番	地上権設定	平成25年1月7日受付第999号	地上権者W		

Ⅰ ①から③までの登記は、共有持分上の抵当権の効力を単有不動産全部に及ぼす変更、重畳の債務引受又は利息の組入れの登記のいずれかである。

Ⅱ ②及び③の登記は、完了後の登記記録に、登記の目的として「1番抵当権変更」と記録されている。

Ⅲ ②の登記の際に納付した登録免許税は、担保の目的たる不動産1個につき1,000円である。

ア「この変更の登記」は、Xが単独で申請することができる。

イ「この変更の登記」は、被担保債権の額を申請情報の内容とすることを要しない。

ウ「この変更の登記」は、延滞した利息の額を申請情報の内容とすることを要しない。

エ「この変更の登記」は、添付情報として、Xの印鑑に関する証明書を提供することを要しない。

オ「この変更の登記」は、添付情報として、Wが承諾したことを証する情報を提供することを要しない。

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

[正誤] 省略

c H26-23-㉔

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成18年2月2日 第1111号	原因 平成18年2月2日売買 所有者 A

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成22年4月1日 第2111号	原因 平成22年4月1日設定 極度額 金1億円 債務者 B 根抵当権者 C
付記1号	1番根抵当権転抵当	平成23年5月2日 第3111号	原因 平成23年5月2日金銭消費貸借 同日設定 転抵当権者 D
付記2号	1番根抵当権一部移 転	平成25年6月6日 第4111号	原因 平成25年6月6日一部譲渡 根抵当権者 E, F

Bの住所について地番変更を伴わない行政区画の変更がされた場合において、乙土地について甲土地と共同根抵当とする根抵当権の設定の登記を申請するときは、その前提として、甲土地についてBの住所の変更の登記を申請しなければならない。

[正誤] 誤り (平 22. 11. 1 民二 2759 号)

近時の重要先例

- ① 相続人の1人が相続開始後に破産手続開始の決定を受けた後、相続財産について他の相続人から遺産の分割に関する処分の調停又は審判が申し立てられ、破産者である相続人は当事者とならず、その破産管財人が当事者となって調停が成立し、又は審判がされた事案について、その相続を原因とする所有権の移転の登記の申請には、相続を証する情報として、戸籍謄本等の一般的な相続を証する情報のほか、当該調停又は審判に係る調停調書又は審判書の正本の提供があれば足りる（平22.8.24民二2077号）。また、相続人の1人が相続開始後に破産手続開始の決定を受けた後、破産者である相続人は当事者として参加せず、その破産管財人が破産法78条2項の規定に基づく裁判所の許可を得て、遺産の分割の協議に当事者として参加していた場合、その遺産の分割の協議の結果に基づく相続を原因とする所有権の移転の登記の申請には、相続を証する情報として、戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人（破産者である相続人を除く。）のほか、破産管財人の署名押印がされているもの）等の一般的な相続を証する情報のほか、当該裁判所の許可があったことを証する書面の提供があれば足りる（平22.8.24民二2077号）。
- ② 登記名義人が登記記録に記録された住所から他の住所に移転した後、当該移転後の住所について区制施行などの地番変更を伴わない行政区画の変更が行われた場合の登記名義人の住所の変更の登記を1の申請でするとき、その登記原因を「平成年月日住所移転、平成年月日区制施行」とする（「平成年月日住所移転」のみでは足りない。）（平22.11.1民二2759号）。この場合、当該登記の申請の添付情報として、当該行政区画の変更に係る市区町村長等の証明書（登税規1条1項2号）が提供されたときは、登録免許税法5条5号の規定により、登録免許税は非課税となる（平22.11.1民二2759号）。
- 共同根抵当権の追加設定をする場合には、民法398条の16の規定により「同一の債権の担保として」根抵当権を設定する必要があるため、追加設定する根抵当権の「極度額」、「被担保債権の範囲」及び「債務者」は、前の登記と同一の内容であることを要するが、前の登記の債務者の住所について区制施行などの地番変更を伴わない行政区画の変更が行われた場合は、前の登記の債務者の変更の登記をすることなく、共同根抵当権の追加設定の登記をすることができる（平22.11.1民二2759号）。
- ③ 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうちの一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる（平22.12.1民二3015号）。
- ④ 被担保債権の範囲を「銀行取引、手形債権、小切手債権、電子記録債権」とする根抵当権の設定の登記の申請は、受理される（平24.4.27民二1105号）。
- ⑤ 相続による所有権の移転の登記がされている農地について、真正な登記名義の回復を原因として、他の相続人に所有権の移転の登記を申請する場合には、不動産登記法においては、登記原因証明情報の内容として事実関係（相続登記が誤っていること、申請人が相続により取得した真実の所有者であることなど）又は法律行為（遺産分割等）が記録されていれば、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平24.7.25民二1906号）。
- ⑥ 相続人を受遺者とする場合には、農地法の許可を要しないため（農地法施行規則15条5号）、農地法の許可を証する情報の提供を要しない（平24.12.14民二3486号。登記原因の日付は、特定遺贈の効力が生じた日である。）。

近時の重要判例

- ① 甲乙の共有に属する不動産につき、甲乙丙を共有者とする所有権の保存の登記がされている場合において、甲は、丙に対し、甲の持分についての更正の登記手続を求めることができるにとどまり、乙の持分についての更正の登記手続までを求めることはできない（最判平 22. 4. 20）。
- ② 不動産の所有権が、元の所有者から中間者に、次いで中間者から現在の所有者に、順次移転したにもかかわらず、登記名義がなお元の所有者の下に残っている場合において、現在の所有者が元の所有者に対し、元の所有者から現在の所有者に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権の移転の登記手続を請求することは、物権変動の過程を忠実に登記記録に反映させようとする不動産登記法の原則に照らし、許されない（最判平 22. 12. 16）。
- ③ 遺産を特定の推定相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定する「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該「相続させる」旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはない（最判平 23. 2. 22）。

(8) 商業登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28		(H13-28-ア)			
	29	H23-29-ウ		H13-31-ウ		(H19-29-オ)
	30		H19-28-イ		H25-28-イ	H16-28-イ
	31	※				
	32					
	33	H23-29-イ (募集設立)	H20-33-ウ	(H14-33-4)	H22-29-エ	
	34		H21-30-エ			H11-29-5
	35	H14-32-2				

※ 設問がア～キであるため、以下に示す。

31	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
	H25-31-オ	H23-30-ウ		S57-35-3			

② 出題傾向

(a) 頻出論点の定着

会社法に基づく商業登記法の出題は、H18 からであるが、H26 までの9年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

〔商業登記法の頻出論点〕

総 論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33, H25-28, H26-28
設 立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28, H25-29, H26-29
株 式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31, H25-30, H25-31, H26-31, H26-33
機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30, H25-32, H25-33, H26-32, H26-34
持 分 会 社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34, H25-34
組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32, H26-35

- (b) 持分会社の不出題
- (c) 一般社団法人・一般財団法人に関する登記の不出題

* これまで、4年連続出題されていた【H25-35（一般社団法人の登記）、H24-35（一般財団法人の登記）、H23-34（一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記）、H22-35（一般社団法人又は一般財団法人の登記）】

- (d) 株式会社に関する問題の増加

	株式会社（特例有限会社を除く）	株式会社以外（特例有限会社を含む）
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1

※1 登記の更正に関する第31問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※2 登録免許税に関する第35問は、設問が合同会社に関するものであるため、株式会社以外に関する問題に分類している。

※3 登記の更正に関する第33問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

③ 対策

- (a) 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記
- (b) 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策
- (c) 商業登記総論，個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策
- (d) 平成26年の会社法等の一部改正

④ 特別検討事項

a 論点の出題順序

択一式問題の出題内容	記述式問題 の出題年度
取締役会で支店の移転の時期を「平成 26 年 7 月 1 日から 1 週間」と概括的に定めた後、その範囲内の日に現実に支店を移転した場合であっても、当該支店の移転の後に改めて取締役会で当該支店の移転を承認しなければ、支店移転の登記を申請することができない【H26-30-エ：×】。	H23 (本店移転)
公開会社でない株式会社における株主に株式の割当てを受ける権利を与えてする募集株式の発行の場合において、取締役会設置会社が募集事項を取締役会の決議により決定したときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書に取締役会の議事録に加え、定款を添付しなければならない【H26-33-イ：○】。	H19
公開会社でない株式会社における株主に株式の割当てを受ける権利を与えないでする募集株式の発行の場合において、払込みの期日が、募集事項の決定をした株主総会の決議の日の 10 日後であったときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書に、期間の短縮についての総株主の同意を証する書面を添付しなければならない【H26-33-ウ：×】。	H20
公開会社でない株式会社における株主に株式の割当てを受ける権利を与えてする募集株式の発行の場合において、募集株式の引受けの申込みの期日が、募集事項の決定をした株主総会の決議の日の 10 日後であったときは、募集株式の発行による変更の登記の申請書に、期間の短縮についての総株主の同意を証する書面を添付しなければならない【H26-33-エ：○】。	H19
任期の満了による退任後もなお取締役としての権利義務を有する者を代表取締役に選定し、その後、当該代表取締役が死亡した場合には、「死亡」を原因とする取締役及び代表取締役の退任の登記を申請しなければならない【H26-34-ア：×】。	H23 (後任者の 就任事例)
取締役につき破産手続開始決定があった場合には、当該取締役について「資格喪失」を原因とする退任の登記を申請しなければならない【H26-34-オ：×】。	H20
当該取締役会設置会社が現に 2 以上の種類の株式を発行している場合において、株式の分割の効力発生と同時に当該株式の分割に係る分割比率を超えない範囲内で発行可能株式総数を増加したことによる変更の登記の申請書には、取締役会議事録を添付すれば、株主総会議事録を添付することを要しない【H25-30-イ：×】。	H18
取締役会設置会社において、退任した取締役であってなお取締役としての権利義務を有する者を代表取締役とする代表取締役の就任による変更の登記の申請は、することができない【H25-32-エ：×】。	H23
公認会計士である会計監査人の重任による変更の登記の申請書には、当該会計監査人が選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において別段の決議がされなかったことにより当該株主総会において再任されたものとみなされた場合であっても、公認会計士であることを証する書面を添付しなければならない【H25-33-ア：○】。	H20, H23
唯一の会計監査人が辞任した場合にする会計監査人の辞任による変更の登記は、新たに選任された会計監査人（一時会計監査人の職務を行うべき者も含む。）の就任による変更の登記と同時に申請しなければならない【H25-33-イ：×】。	H23

b H26-34-ウ

株式会社（取締役会設置会社を除く。）の取締役又は代表取締役の変更の登記に関して、定款に「取締役が2名あるときは、取締役の互選によって代表取締役1名を置く。」旨の定めがあり、取締役A及びB並びに代表取締役Aが登記されている会社について、取締役Aが取締役を辞任した場合におけるBを代表取締役とする変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

[正誤] 正しい 定款に「取締役2名以内を置き(取締役が2名あるときは)、取締役の互選により代表取締役を1名置く。」旨の定めがある場合には、当該定款の定め趣旨は、取締役が2名の場合に限って取締役の互選により代表取締役を定め、取締役が1名の場合には、その者が当然に当該株式会社を代表するというものと解されるため、当該定款の定めのある会社（取締役A及びB、代表取締役A）において、任期中にAが退任したときは、Bは、代表取締役である取締役Aの死亡による退任及びBの代表権付与の登記を申請することができる（松井信憲「商業登記ハンドブック 第2版」(商事法務) P52・387・399、小川秀樹他「通達準拠 会社法と商業登記」(きんざい) P183)。この登記の申請書には、代表取締役Bの選定を証する書面及び当該書面に係る印鑑の証明書、代表取締役Bの就任承諾書及び当該書面に係る印鑑の証明書を添付することを要しないが、定款を添付しなければならない（商登規61条1項、上掲「商業登記ハンドブック 第2版」P399）。

(9) 不動産登記法(記述式問題)

① 出題傾向

(a) 申請回数：1 回

* 複数回申請問題の出題…【H23, H22(以上, 3回申請), H19(3回申請)】

(b) 実質的混合型【H26, H25, H24】

H23 は, 実質的には文章型であり, H22 は, 実質的には別紙型である。

(c) 特殊な問い

H26	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法 23 条 2 項の事業用借地権の設定の可否を判断し, 登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項を記述させる問題
H25	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否 休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題
H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ, ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	—
H19	仮定問題 (登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合)
H18	仮定問題 (登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合)
H17	仮定問題 (ある手続を行わないで事実関係が発生した場合) 処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容等及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に, だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題 ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題 添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題 申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

(d) 既出論点の再出題

H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提とする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての相続を登記原因とする債務者の変更の登記の省略	H2, H11 ※
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60

※ H21 には、登記の抹消に際して債務者の表示の変更の登記を要しないという論点が出題されている。

(e) 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

② 対策

- (a) 時間配分, 解答順序
- (b) 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実
記述式問題の過去問の検討は欠かせない。
- (c) 申請情報例の正確な暗記
- (d) 合理的な解法

③ 特別検討事項

a 根抵当権関係

①	元本の確定の登記を申請する場合において、根抵当権の登記名義人の表示に変更があるときは、前提として当該登記名義人の表示の変更の登記を申請しなければならない。
②	法人の商号及び住所に変更があったことによる登記名義人の表示の変更の登記の「登記の目的」は、「 <input type="checkbox"/> 番登記名義人住所、名称変更」である（登記記録例 605）。
③	根抵当権者が物上代位による差押えをした場合には、差押えの登記は囑託されず、登記記録上元本が確定していることが明らかではないため、元本の確定の登記を要する。

b 抵当権関係

①	信託財産に属する不動産に関する権利が移転、変更又は消滅により信託財産に属しないこととなった場合における信託の登記の抹消の申請は、当該権利の移転の登記もしくは変更の登記又は当該権利の登記の抹消の申請と同時にしなければならない（不登法 104 条 1 項）。
②	信託の登記の抹消の申請と信託財産に属する不動産に関する権利の移転の登記もしくは変更の登記又は当該権利の登記の抹消の申請とは、1 の申請情報によってしなければならない（不登令 5 条 3 項）。
③	信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる（不登法 104 条 2 項）。

c 所有権関係

①	数回にわたって住所移転をした結果、登記記録に記録されている住所と同一の住所地となった場合には、登記名義人の住所の変更の登記を申請することを要しない（登記研究 379 号 P91）。
②	取締役が自己のために株式会社と取引をしようとするときは、当該取締役は、取締役会又は株主総会の承認を受けなければならない（会社法 356 条 1 項 2 号、365 条 1 項）。
③	第三者の権利に関する登記（処分の制限の登記を含む。）がされている持分の移転については、別個の申請情報により各別に登記を申請しなければならない（昭 37.1.23 民事甲 112 号）。

d その他

借地借家法 23 条 2 項の規定により公正証書によって同条 2 項に規定する借地権（賃借権）を設定する契約がされたが、その旨の登記がされないまま土地の所有権の移転の登記がされている場合において、同契約に基づく賃借権の設定の登記について、賃借権者を登記権利者、土地の所有権の登記名義人を登記義務者とし、前所有者との間における契約の日を登記原因の日付（登記原因証明情報は、借地借家法 23 条 2 項の公正証書）とする賃借権の登記の申請は、受理して差し支えない（平 17.7.28 民二 1690 号）。

(10) 商業登記法(記述式問題)

① 出題傾向

- (a) 申請回数：2回
2回申請問題の出題…【H26, H24, H23, H21, H20】
- (b) 登記不可事項の出題：無
- (c) 未出論点の出題
会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されたことがない論点が出題される。
- (d) 既出論点の出題

H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めの廃止	H19
H25	定款の任期に関する定めの短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定), H20(設定：申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

(e) 特殊型問題の出題

H26	株式会社の組織変更(組織変更後会社：合同会社)
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

② 対策

- (a) 時間配分, 解答順序
- (b) 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実
主要な未出の論点を網羅的に押さえておかなければならない。
- (c) 申請書例の正確な暗記
- (d) 合理的な解法

③ 特別検討事項 (代表権付与)

取締役の任期中に取締役会を廃止した場合には, 従前代表権を有しなかった他の取締役は, 法律上の当然の効果として代表権を有するに至り (会社法349条1項本文), 代表権付与の登記を申請する (平18.3.31民商782号, 松井信憲「商業登記ハンドブック 第2版」(商事法務) P390, 387)。

以 上